

情報通信政策研究所学術雑誌投稿規程

(趣旨)

第1条 この規程は、総務省情報通信政策研究所（以下「研究所」という。）が情報通信政策研究所学術雑誌刊行規程（以下「刊行規程」という。）に基づき刊行する学術雑誌（以下単に「学術雑誌」という。）における論文その他の著作物（以下「論文等」という。）の掲載に関する研究所からの募集（第4条において単に「募集」という。）に応じて行う論文等の投稿（以下単に「投稿」という。）の資格、投稿できる論文等の内容、投稿できる期間、投稿の手續、投稿された論文等に係る原稿（以下単に「原稿」という。）の取扱手續等を定める。

(投稿の資格)

第2条 投稿する資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）若しくはこれに相当する外国の大学又はこれらに準ずる教育施設をいう。以下この号及び第5条第1項において同じ。）において専ら研究又は教育に従事した経験（大学等の学生（大学等の課程に在学してその課程を履修する者及び大学等において研究生又は聴講生として教育を受ける者をいう。第5条第1項において同じ。）としての経験を除く。）を有する者
- 二 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人において専ら研究に従事した経験を有する者
- 三 国、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人その他これらに準ずるものと研究所長が認めるものの研究機関において専ら研究に従事した経験を有する者
- 四 前三号のいずれにも該当しない者であって、前三号のいずれかに該当する者の推薦を受けたもの

2 共同著作物（著作権法（昭和45年法律第48号。以下「著作権法」という。）

第2条第1項第12号に規定する共同著作物をいう。以下同じ。）である論文等については、当該論文等の著作者のうちその氏名の記載の順序において第一順位者以外の者は、これを投稿する資格を有しないものとする。

(投稿できる論文等の内容)

第3条 投稿できる論文等は、情報の電磁的流通又は電波の利用に関する政策に関連する学術上の調査又は研究（その主たる部分が理学、工学その他の理科系統の分野における調査又は研究であるものを除く。）の結果（当該結果に関連する学術上の見解を含む。）に基づく論文等とする。

- 2 二重投稿（既に他の刊行物に掲載されている論文等、他の刊行物に掲載される予定がある論文等、他の刊行物への掲載を当該刊行物の発行者に求める手続を既に進めている論文等又は当該手続を今後進める予定がある論文等の内容の全部又は一部と実質的に同一と認められる内容をその全部又は一部とする論文等を投稿する行為（当該論文等に係る学術の分野における公正な慣行に照らし許容される行為を除く。）をいう。以下同じ。）は、これを厳に禁ずる。
- 3 投稿に係る論文等がその公表に当たり他の著作物について著作権法その他の法令に定める手続を要する内容を含むものである場合には、あらかじめ当該手続を経なければ、これを投稿することができない。

（投稿できる期間）

第4条 投稿できる期間は、募集の都度、研究所が指定し、公表する。

（投稿の手続）

第5条 投稿は、次に掲げる文書を研究所が別に定める方法により研究所に提出することにより行うものとする。

一 投稿に係る論文等について、研究所が別に定める様式により作成した原稿（当該投稿が、当初論文等（当該投稿者が当該投稿前に投稿した論文等をいう。以下この号において同じ。）について、次条第4項及び第5項の規定により編集委員会が行った査読の結果、同条第6項の規定により、研究所が別に定める情報通信研究所学術雑誌査読規程（以下「査読規程」という。）に規定する条件付掲載と決定する旨の通知を受けた者が、当該通知に記載する掲載条件に従って当初論文等に修正その他の改稿を施したものである場合としては、当該掲載条件への対応（当該掲載条件の全部又は一部について、これに従って当初論文等に修正その他の改稿を施さない場合には、その理由）に関し適宜の形式により整理した表を含む。）

二 様式第1により次に掲げる事項を記載し、投稿者が署名した誓約書

ア 投稿に係る論文等の題名

イ 投稿者の氏名、所属及び役職（投稿者が大学等の学生である場合には、投稿者の氏名、所属及び学年）

ウ 投稿に係る論文等がその公表に当たり他の著作物について著作権法に定める手続を要する内容を含むものである場合には、当該他の著作物に係る著作権者の氏名、当該他の著作物の題名及び当該手続を経たものであることを研究所に対し誓約する旨

エ 投稿に係る論文等が第三者の著作権法に規定する著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権をいう。以下同じ。）、著作者人格権その他著作物に関する権利のほか、特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権その他特許に関する権利、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権その他実用新案登録に関する権利、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権その他意匠登録に関する権利、商標法（昭

和34年法律第127号)に規定する商標権その他商標登録に関する権利等知的財産権及び関連する手続に関する権利その他一切の権利又は利益を侵害しないものであることを研究所に対し誓約する旨

オ 投稿に係る論文等につき一切の著作権の譲渡及び利用(複製、上演、演奏、上映、公衆送信(著作権法第23条第1項に規定する公衆送信及び同条第2項に規定する公衆送信される著作物について受信装置を用いて行う公への伝達をいう。)、口述、譲渡、貸与、翻訳及び翻案並びに二次的著作物(同法第2条第1項第11号に規定する二次的著作物をいう。))の利用のほか、有償であるか又は無償であるかを問わず、第三者に対する利用の許諾(出版権の設定を含む。)を含む。以下同じ。)の許諾を投稿前にしておらず、投稿後にも、刊行規程第7条に規定する行為を除き、しないことを研究所に対し誓約する旨

カ 投稿に係る論文等について第8条第1項に規定する特定不正行為その他学術雑誌の信用を害する行為をしていないことを研究所に対し誓約する旨

キ 投稿に係る論文等について第9条第1項に規定する二重投稿を投稿前にしておらず、投稿後にもしないことを研究所に対し誓約する旨

三 様式第2により次に掲げる事項を記載し、投稿者並びに投稿者以外の著作者及び著作権者の全てが署名した共同著作者誓約書(投稿に係る論文等が共同著作物である場合に限る。)

ア 投稿者以外の著作者の氏名、所属及び役職(投稿者以外の著作者の全部又は一部が大学等の学生である場合には、当該著作者の氏名、所属及び学年)

イ 投稿者以外の著作者及び著作権者の全てが当該投稿について同意している旨

ウ 投稿者並びに投稿者以外の著作者及び著作権者の全てが、専ら投稿者が当該論文等に係る著作者人格権及び著作権を代表して行使することとし、投稿者以外の著作者又は著作権者が自ら当該論文等に係る著作者人格権又は著作権を行使しないこととするについて同意している旨

エ 投稿者以外の著作者及び著作権者の全てが当該論文等につき一切の著作権の譲渡及び利用の許諾を投稿前にしておらず、投稿後にも、刊行規程第7条に規定する行為を除き、しないことを研究所に対し誓約する旨

オ 投稿者以外の著作者の全てが当該論文等について第8条第1項に規定する特定不正行為その他学術雑誌の信用を害する行為をしていないことを研究所に対し誓約する旨

カ 投稿者以外の著作者及び著作権者の全てが当該論文等について第9条第1項に規定する二重投稿を投稿前にしておらず、投稿後にもしないことを研究所に対し誓約する旨

四 第2条第1項第4号の推薦をする者が作成し、署名した様式第3の推薦書(投稿者が同項第1号から第3号までのいずれにも該当しない者である場合に限る。)

五 研究所が別に定める様式により作成した投稿連絡票

2 前項の規定に基づき提出された文書(USBメモリ、CD-ROM等電磁的方法で作られた記録に係る記録媒体を含む。)については、研究所は、理由の如何を問わず、これを投稿者に返戻しない。

(論文等の取扱手続)

第6条 研究所は、前条第1項に定めるところにより投稿を受け付けたときは、その都度、当該投稿が次の各号に該当するものであるか否かを速やかに審査する。

一 前条第1項第2号(投稿に係る論文等が共同著作物である場合には、同号及び同項第3号)に掲げる文書として投稿者が研究所に提出した書面における記載に照らし、第2条の規定に基づき、投稿者が投稿の資格を有する者であると認められること。

二 投稿に係る論文等の内容が第3条第1項の規定に適合するものであること。

三 前条第1項各号に掲げる文書として投稿者が研究所に提出した文書の様式が同項各号に規定する様式に適合するものであること。

2 研究所は、前項の審査の結果、当該投稿が同項各号に該当するものであることを確認したときは、当該投稿を受理することを決定して直ちに投稿者にその旨を通知するものとし、当該投稿が同項各号のいずれかに該当しないものであることを確認したときは、当該投稿を受理しないことを決定して直ちに投稿者にその旨を通知するものとする。

3 投稿の受理日は、前項の規定により当該投稿が第1項各号に該当するものであることを研究所が確認した日とする。

4 研究所は、受理された投稿に係る論文等の原稿を直ちに編集委員会による査読に付する。

5 前項の査読は、査読規程の定めるところにより行う。

6 編集委員会による査読の結果(投稿に係る論文等を論文(査読付)(刊行規程第4条第1項に規定する論文(査読付)をいう。第8項において同じ。))又は調査研究ノート(査読付)(同条第2項に規定する調査研究ノート(査読付)をいう。第8項及び第9項において同じ。))のいずれかとして学術雑誌に掲載すべきものと決定した場合には、刊行規程第2条第3項の規定により研究所が行う公表の予定日を含む。次項において同じ。))については、査読規程に定めるところにより、研究所が投稿者に対し通知する。

7 第1項の審査の結果及び編集委員会による査読の結果については、研究所及び編集委員会は、何人の異議も受け付けない。

8 第6項の通知(投稿に係る論文等を論文(査読付)又は調査研究ノート(査読付)のいずれかとして学術雑誌に掲載すべきものと決定した場合の通知(以下「掲載通知」という。))を受けた投稿者は、研究所からの指示に従って当該掲載通知に係る論文等について版下を作成し、研究所が掲載通知において指定する期限までに研究所に提出するものとする。

9 掲載通知を受けた投稿者(論文(査読付)として学術雑誌に掲載することを求めて論文等を投稿した者であって、当該論文等を調査研究ノート(査読付)として学術雑誌に掲載すべきものと決定した旨の掲載通知を受けたものに限る。))が当該掲載通知に係る論文等の学術雑誌への掲載を望まないときには、前項に規定する期限までは、その投稿を撤回することができる。この場合において、当該投稿者については、同項

の規定を適用しない。

- 1 0 研究所は、掲載通知を受けた投稿者から第8項の版下の提出を受け付けた後、刊行規程第2条第3項に定めるところにより、当該版下に基づき、当該掲載通知に係る論文等を研究所が管理するウェブサイトにおいて研究所が公表することをもって、学術雑誌に掲載する。
- 1 1 前項の規定にかかわらず、掲載通知を受けた投稿者が正当な理由なく同項に規定する期限までに同項の版下を研究所に提出しない場合には、研究所は、当該掲載通知に係る論文等を学術雑誌に掲載しないものとする。
- 1 2 研究所は、刊行規程第2条第3項に定めるところにより、その予算の範囲内において、随時、第10項の規定により学術雑誌に掲載した論文等の全部又は一部を整理して製本した刊行物を第三者に無償で提供する場合があるほか、当該刊行物の印刷若しくは出版を希望する者に対しこれを許諾する場合がある。

(著作権)

第7条 投稿に係る論文等の著作権の取扱いは、刊行規程の定めるところによるものとする。

(特定不正行為等)

- 第8条 投稿者（投稿に係る論文等が共同著作物である場合には、当該論文等の著作者の全て）は、その投稿に係る論文等について特定不正行為（捏造（存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。）、改ざん（研究の用に供する資料、研究の過程の記録等を変更する操作を行い、データ、研究結果等を真正でないものに加工することをいう。）及び盗用（第三者のアイディア、分析若しくは解析の方法、データ、研究結果、論文の全部若しくは一部又は用語を当該第三者の了解を得ず、かつ、適切な表示を付することなく流用することをいう。）をいう。以下この条において同じ。）その他学術雑誌の信用を害する行為をしていないことを研究所に対し誓約しなければならない。
- 2 学術雑誌に掲載された論文等について、その投稿者（投稿に係る論文等が共同著作物である場合には、当該論文等の著作者のいずれか。）が特定不正行為その他学術雑誌の信用を害する行為をしていた事実が発覚した場合には、研究所は、編集委員会に諮り、その議決に基づき、当該論文等の掲載の決定時まで遡って当該決定を取り消し、研究所においては当該論文等を掲載していないものとして取り扱うこととするともに、当該投稿者（投稿に係る論文等が共同著作物である場合には、当該論文等の著作者の全て）にあっては一定期間投稿できないものとする。
 - 3 前項に規定する事実が発覚した場合には、研究所は、編集委員会に諮り、その議決に基づき、当該事実の公表等学術雑誌の信用を回復するために必要と認める措置を講ずる場合がある。
 - 4 投稿に係る論文等（学術雑誌に掲載された論文を除く。）について、その投稿者（投稿に係る論文等が共同著作物である場合には、当該論文等の著作者のいずれか）が特定不正行為その他学術雑誌の信用を害する行為をしていた事実が発覚した場合には、

研究所は、編集委員会に諮り、その議決に基づき、当該論文等を学術雑誌に掲載しないことを決定するとともに、当該投稿者（投稿に係る論文等が共同著作物である場合には、当該論文等の著作者の全て）にあっては一定期間投稿できないものとする。

- 5 前項に規定する事実が発覚した場合には、研究所は、編集委員会に諮り、その議決に基づき、当該事実の公表等学術雑誌の円滑な刊行の継続を確保するために必要と認める措置を講ずる場合がある。

（二重投稿）

第9条 投稿者（投稿に係る論文等が共同著作物である場合には、当該論文等の著作者の全て）は、その投稿に係る論文等について、二重投稿（当該論文等に係る学術の分野における公正な慣行に照らし、二重投稿に類すると認められる行為を含む。）を投稿前にしておらず、投稿後にもしないことを研究所に対し誓約しなければならない。

- 2 学術雑誌に掲載された論文等について、前項に規定する二重投稿の事実が発覚した場合には、研究所は、編集委員会に諮り、その議決に基づき、当該論文等の掲載の決定時まで遡って当該決定を取り消し、研究所においては当該論文等を掲載していないものとして取り扱うこととともに、当該投稿者（投稿に係る論文等が共同著作物である場合には、当該論文等の著作者の全て）からの投稿を一定期間受理しないものとする。
- 3 前項に規定する事実が発覚した場合には、研究所は、編集委員会に諮り、その議決に基づき、当該事実の公表等学術雑誌の円滑な刊行を継続するために必要と認める措置を講ずる場合がある。
- 4 投稿に係る論文等（学術雑誌に掲載された論文を除く。）について、第1項に規定する二重投稿の事実が発覚した場合には、研究所は、編集委員会に諮り、その議決に基づき、当該論文等を学術雑誌に掲載しないことを決定するとともに、当該投稿者（投稿に係る論文等が共同著作物である場合には、当該論文等の著作者の全て）からの投稿を一定期間受理しないものとする。
- 5 前項に規定する事実が発覚した場合には、研究所は、編集委員会に諮り、その議決に基づき、当該事実の公表等学術雑誌の円滑な刊行の継続を確保するために必要と認める措置を講ずる場合がある。

（照会）

第10条 研究所は、この規程の施行に必要な限度において、投稿者に対し照会する場合がある。

- 2 投稿者は、前項の照会に応ずるものとする。
- 3 投稿者が正当な理由なく第1項の照会に応じない場合には、研究所は、編集委員会に諮り、その議決に基づき、その投稿に係る論文等を学術雑誌に掲載しないことを決定する（当該論文等が既に学術雑誌に掲載されたものである場合には、当該論文等の掲載の決定時まで遡って当該決定を取り消し、研究所においては当該論文等を掲載していないものとして取り扱うこととする）場合があるとともに、当該投稿者（当該論文等が共同著作物である場合には、当該論文等の著作者の全て）からの投稿を一定

期間受理しないものとする場合がある。

(運用)

第 11 条 この規程並びに刊行規程及び査読規程に定めるもののほか、投稿及び投稿に係る論文等に関し必要な事項は、調査研究部長が決する。

附 則

この規程は、平成 29 年 3 月 15 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 13 日 情研総第 52 号）

この規程は、平成 30 年 3 月 13 日から施行する。